

稚内労働基準監督署 稚内公共職業安定所 からのお知らせ

10月は労働保険適用
促進月間です！

労働保険は、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、政府が直接管理運営している強制的な保険です。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業について加入が義務付けられていますが、小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が残されています。これらの解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉向上等の観点から極めて重要であり、これまでも重点施策として取り組んできましたが、より一層の取組みが必要とされる状況にあります。

このため厚生労働省では未手続事業解消の一環として、今年度も10月を「労働保険適用推進月間」と定めて、全国的な広報活動を展開することにより、労働保険制度のより一層のご理解をいただくこととしました。

労働者が安心して働ける職場になるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所で加入手続きをしてください。

詳しくは

- 稚内労働基準監督署第2課
☎0162-23-3833
- 稚内公共職業安定所
☎0162-34-1120

情報

インフォメーション

勤労者退職金共済 機構からのお知らせ

知っていますか？
建退共制度

建退共制度とは、建設現場で働く方々のために「中小企業退職金共済法」により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証書を貼り、その労働者が建設業界で働くのをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体の退職金制度です。

■加入できる事業主

建設業を営む方

■対象となる労働者

建設業の現場で働く人

■掛金

日額310円

【特長】

- 国の制度なので安全確実に申し込み手続きも簡単
- 経営事項審査で加点評価の対象となる
- 掛金の一部を国が助成
- 掛金は事業主負担となるが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となる

- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算される

詳しくは

- 建退共 北海道支部
☎011-261-6186

稚内検察審査会 からのお知らせ

検察審査会を
ご存知ですか？

検察審査会は、交通事故やおどしなどの被害に遭ったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれず納得ができないというような方のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査するところです。審査についての相談や申し立ての費用は一切無料で秘密は固く守られます。

なお、審査は、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員によって行われます。あなたもいつかこの審査員に選ばれる事があるかもしれませんので、その時は国民の代表としてご協力をお願いします。

詳しくは、

- 稚内検察審査会事務局
稚内市潮見1丁目
旭川地方裁判所稚内支部内
☎0162-33-5289